

裁判長
認印



調 書 (決定)

事件の表示	平成27年(ク)第790号
決定日	平成27年9月28日
裁判所	最高裁判所第一小法廷
裁判長	櫻井龍子
裁判官	山浦善樹
裁判官	池上政幸
裁判官	大谷直人
裁判官	小池裕
当事者等	抗告人 吉田益夫
原裁判の表示	大阪高等裁判所平成27年(ラ)第689号(平成27年6月17日決定)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。

第2 理由

本件抗告の理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、特別抗告の事由に該当しない。

平成27年9月28日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 高田浩志 

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 高田浩志

